

報 第 3 0 号

専決処分報告について

（認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例）

本市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、
別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 7 日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専 第 1 0 号

認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

本市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年（2026年）8月13日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市認可地縁団体印鑑条例（平成4年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第12条第1項中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

新潟県柏崎市認可地縁団体印鑑条例（平成4年10月5日条例第24号）

改正後		改正前
(登録) 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があつたときは、当該団体につき地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号。以下「施行規則」という。）第18条の3第1項に基づき作成された台帳（以下「認可地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査した上、登録するものとする。 (代理人による申請等) 第12条 施行規則第18条の3第1項第7号に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面により当該代理人による申請又は届出をすることができる。 2 (略)	(登録) 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があつたときは、当該団体につき地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号。以下「施行規則」という。）第21条第2項に基づき作成された台帳（以下「認可地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査した上、登録するものとする。 (代理人による申請等) 第12条 施行規則第19条第1項第1号上に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面により当該代理人による申請又は届出をすることができる。 2 (略)	